



---

# インサイダー取引規制について ～その「もうけ話」、大丈夫ですか？(2)

証券取引等監視委員会事務局  
証券検査監理官  
松田俊明



## 目次

---

- I. インサイダー取引規制(金融商品取引法)
- II. 会社関係者・情報受領者
- III. 重要事実
- IV. インサイダー取引違反への制裁
- V. 行為者属性別の勧告状況
- VI. 情報伝達者の属性
- VII. 重要事実別勧告状況
- VIII. バスケット条項による告発、勧告事例
- IX. インサイダー取引の防止のために

## I. インサイダー取引規制(金商法166条、167条)

---

- ① 誰が : 発行会社 や公開買付等 の関係者が
- ・発行会社や公開買付者の役職員
  - ・発行会社や公開買付者との契約締結者等
  - ・これらの者から、直接情報の伝達を受けた者・・・情報受領者
- 会社関係者  
(公開買付等関係者)
- ② どんな場合に : 重要事実を知って
- ・決定事実
  - ・発生事実
  - ・決算情報
  - ・その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすようなもの
- ③ いつ : 公表前に
- ・TDnetを通じた適時開示
  - ・新聞等報道機関2社以上+12時間ルール
  - ・法定開示書類の公衆縦覧
- ④ 何をしたら : 株式等を売買する
- ・利得の有無は関係なし

## Ⅱ. 会社関係者・情報受領者

---

- **会社関係者** (法166③)
  - ・上場会社等の役職員
  - ・帳簿閲覧権を有する株主
  - ・法令に基づく権限を有する者 (ex. 監督官庁の職員)
  - ・契約締結者、締結交渉中の者 (関与する弁護士等も含む) 等
  - ・元会社関係者 (該当しなくなってから1年以内の者)(※公開買付者等関係者 = 法167①)
  
- **情報受領者** (法166③)
  - ・会社関係者から重要事実の伝達を受けた者 (ex. 家族、友人)  
→ 情報受領者から情報を得た者 (2次受領者は対象外)(※公開買付者等関係者からの情報受領者 = 法167③)

### Ⅲ. 重要事実

(決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項)

---

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
    - 増減資、合併、業務提携
    - 災害等による損害、主要株主異動
    - 業績修正
    - その他投資判断に著しい影響を与える情報 等
  - 日常用語の「重要な事実」と同じではない
  - 子会社に生じた事実も含まれる
  - 重要事実の発生時期に注意！
    - 会社の正式な機関決定(取締役会決議など)よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常
- 社内体制の整備もこれを前提に

## IV. インサイダー取引違反への制裁

---

- 違反者には、
  - 刑事罰 : 懲役5年以下、罰金500万円以下  
没収・追徴
  - 課徴金 : 利得相当額(法定の計算方法による)
- 違反者所属企業には、
  - 企業の信用が損なわれる
  - 業績の低下等の深刻な事態につながることも・・・

## V. 行為者属性別の勧告状況(課徴金勧告)

年 度		17	18	19	20	21	22	計
会社関係者(166条)		4	8	9	14	13	8	56
	発行会社役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	9
	発行会社社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	23
	発行会社(175条9項による準用)	0	2	1	0	0	0	3
	契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	21
公開買付者等関係者(167条)		0	0	0	1	4	0	5
	買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	1
	買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
	買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者		0	3	7	4	21	12	47
	会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	31
	公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	16
合計		4	11	16	19	38	20	108
年度別勧告件数		4	11	16	17	38	20	106

(注) 平成20年度においては、違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものが2件ある。  
(会社関係者中、発行体役員と契約締結者等とに重複計上しているものが1件、第一次情報受領者中、会社の重要事実と公開買付け事実とに重複計上しているものが1件)したがって、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

## VI. 情報伝達者の属性(課徴金勧告)

年 度		18	19	20	21	22	計
会社重要事実の伝達(166条)		3	4	2	12	10	31
	発行会社役員(1項1号)	2	0	1	4	1	8
	発行会社社員(1項1号)	0	1	0	5	1	7
	発行会社の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	1
	契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	7	15
公開買付け事実の伝達(167条)		0	3	2	9	2	16
	買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	1	1
	買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	1
	買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	2
	買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	1	12
	うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	6
(注) 同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。							

## VII. 重要事実別勧告状況(課徴金勧告)

年 度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	19
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	2	6
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	19
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	11
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	14
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	7
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	2	21
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
合計	6	11	16	18	38	21	110
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

- (注) 1. 17年度には、新株発行及び業務提携の両方の事実を知って行われたものが2件あり、それぞれに重複して計上している。また、20年度には、業務提携の解消と公開買付けの両方の事実を知って行われたものが1件あり、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。
2. 21年度の公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

## VIII. バスケット条項による告発、勧告事例

---

- ◎ 金商法166条2項4号  
当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
  - ～ 過年度決算に過誤があった事実の発覚、複数年度にわたる不適切な会計処理の判明
  - ～ 払込金の払込みがされず新株の失権が確実に became こと
  - ～ 銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実に became こと
  - ～ 会社所有の商業ビルの立ち退き交渉において、警察から、反社会的勢力に委託していたとして、その交渉業務について同社役員らの取調べ等の捜査が行われていたこと

何がバスケット条項に該当するか？

「投資者に投資判断に著しい影響を及ぼすもの」とは？

⇒ 株価が動きそうか？ 情報を知った者が抜けがけで取引をしたくなるか？

## Ⅸ. インサイダー取引の防止のために

---

### 1. インサイダー取引は「必ずばれる」という意識の徹底

- ・金額の多寡、借名取引等にかかわらない
- ・監視委員会、取引所、証券会社の連携によるきめ細かい監視の実態

### 2. 制裁の深刻さについての認識の徹底

- ・刑事告発
- ・課徴金納付
- ・勤務先からの懲戒解雇等の処分
- ・その他社会的制裁

### 3. 情報管理の徹底

- ・インサイダー取引の意図がなくても、話した内容を悪用されたインサイダー取引(第一次情報受領者)
- ・情報管理上の責任: 当該者への制裁(勤務先からの処分等)、当該企業の信用失墜

### 4. ルールの理解とともに、インサイダー取引の基本的理念、プリンシプルの理解、常識の重要性

## インサイダー取引は必ずばれる

「・・・元社員Aは、SESCによる事情聴取を通じて、SESCの調査力に舌を巻いたと述べている。その上で、元社員AはSESCの調査能力がそこまで高いと知っていたなら、本件インサイダー取引を行うことはなかったと述べており、借名取引であってもSESCの調査能力からすればインサイダー取引は必ず発覚することを周知・徹底することが肝要である。・・・」

※ 社員によるインサイダー取引が摘発されたX社特別調査委員会による調査報告書(H21年7月公表)より抜粋



---

証券取引等監視委員会ウェブサイト  
<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

情報提供は  
[http://www.fsa.go.jp/sesc/  
watch/](http://www.fsa.go.jp/sesc/watch/)  
tel: 03-3581-9909